

○準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ロ、第三号ロ及び第五号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。</p> <p>ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ 令百七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。</p> <p>ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。</p> <p>ハ 前号ハに定める構造とすること。</p> <p>三 令百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。</p>	<p>第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ロ、第三号ロ及び第五号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 令百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>ニ 令百七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 令百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。</p> <p>ロ 前号ロに定める構造とすること。</p> <p>三 令百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 令百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。</p>

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とする。

ハ (略)

四 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

五 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 第三号ハに定める構造とすること。

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1)・(2) (略)

第二 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第一第一号ハ(1)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ・ニ (略)

第三 令第七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

ロ (略)

四 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 令第十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。

ロ 前号ロに定める構造とすること。

五 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 第三号ロに定める構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1)・(2) (略)

第二 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 令第十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。

二 第一第一号ロ(1)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ・ニ (略)

第三 令第七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 (略)

第四 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第三号ロ(1)又は(2)に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 一 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

一 令第七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 次に定める構造とすること。

(1) (略)

(2) 屋内側の部分又は直下の天井及び軒裏に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) (略)

(ii) (略)

(iii) (略)

(iv) (略)

(v) (略)

(vi) (略)

(vii) (略)

二 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ロ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、防火被

一 令第十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。

二 (略)

第四 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 令第十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。

二 第三号ロ(1)又は(2)に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 一 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

一 令第七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 次に定める構造とすること。

(1) (略)

(2) 屋内側の部分又は直下の天井及び軒裏に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) (略)

(ii) (略)

(iii) (略)

(iv) (略)

(v) (略)

(vi) (略)

(vii) (略)

二 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 令第十五条の二の二第一項第一号に規定する構造とすること。

ロ 前号ロ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、防火被

覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 (略)

第六 令第七七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ(1)又は(2)（屋外側にあつては、第一第三号ハ(1)から(5)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第三号ロ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ(1)(i)から(iv)までのいずれか（屋外側にあつては、第一第三号ハ(1)から(5)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

ハ (略)

第六 令第七七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ロ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ハ(1)又は(2)（屋外側にあつては、第一第三号ロ(1)から(5)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第二号ロ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ロ(1)(i)から(iv)までのいずれか（屋外側にあつては、第一第三号ロ(1)から(5)までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの